●香川県告示第79号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の所有者が家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和5年3月22日

香川県知事 池 田 豊 人

1 実施の目的

2 実施する区域

ヨーネ病の発生予防のため

3の(1)から(4)までについては坂出市、善通寺市、観音寺市大野原町中姫、三豊市三野町及び 高瀬町、東かがわ市、木田郡三木町、並びに小豆郡土庄町、3の(5)から(9)までについては香川 県全域

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - (2) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - (3) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
 - (4) 前3号の牛と同一施設内で飼育している牛
 - (5) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛
 - (6) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛
 - (7) 発生地域から搾乳の用に供する目的で導入する雌牛
 - (8) 発生地域から繁殖の用に供する目的で導入する雌牛
 - (9) その他知事が検査を必要と認める牛
- 4 実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 検査の方法

スクリーニング法による検査、リアルタイムPCR法による検査、ヨーニン検査及び臨床検査